

被相続人居住用家屋等確認申請書

申請者 住 所 ●●府●●市●●●●

氏名 豊中 A子

電 話 ●●-●●●●-●●●●

下記について確認願います。

下記家屋及びその敷地等は、「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」（租税特別措置法第35条第3項第1号イ）、「相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）の居住の用（居住の用に供することができない事由として政令で定める事由（※1）（以下「特定事由」という。）により当該相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかつた場合（政令で定める要件（※2）を満たす場合に限る。）における当該特定事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用（以下「対象従前居住の用」という。）を含む。）に供されていた家屋」（同条第4項柱書）及び「相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかつたこと（当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該家屋が居住の用に供されなくなる直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかつたこと）」（同項第3号）に該当すること

（※1）通知における特定事由と同じ。（※2）通知における老人ホーム等入所中要件と同じ。

申請被相続人居住用家屋及びその敷地等（※3）の所在地 (敷地の所在地番)	登記簿に記載されている地番・家屋番号を記入してください。 住所（住居表示）ではありません。		
申請被相続人居住用家屋の建築年月日（※4）	年 月 日		
被相続人の氏名及び住所	(住所) (氏名)		
相続開始日（被相続人の死亡日）	年 月 日	譲渡日 (※5)	年 月 日
申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の取得をした他の相続人の氏名及び住所 ※書ききれない場合は別紙	□家屋	(住所) ●●府●●市●● (氏名) 豊中 A子	
	□敷地等	申請者以外に、当該家屋または敷地等を相続したすべての相続人を記入してください。 □家屋 (氏名) 豊中 C美	

（※3）申請被相続人居住用家屋及びその敷地等は、被相続人から相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）が取得をしたものに限る。

（※4）申請被相続人居住用家屋は、昭和56年5月31日以前に建築されたものに限る。

（※5）申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の譲渡は、相続開始日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間にしたものに限る。

被相続人居住用家屋等確認書

上記について確認しました。

※市区町村記入欄

確認年月日	市が記載します。 記入しないでください。	
確認を行った市区町村長	印	

①お亡くなりになった人の住民票の除票（原本）

- ・相続発生日（死亡日）、最終の居住地、他に同居人がいなかったことを確認します。
- ・世帯主との続柄、本籍、個人番号の記載は不要です。
- ・交付日はいつでも構いません。

類の見

被相続人の住民票の除票の写し（原則コピー不可）
①（被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は、当該被相続人の戸籍の附票の写し）

申請被相続人居住用家屋の相続人の住民票の写し（原則コピー不可）
(相続開始の直前（被相続人が老人ホーム等に入所していた

②の直前）から「譲渡の時」までの住所がわかるもの
※住民票の写しでは相続開始の直前（被相続人が老人ホーム等に入所していたの住所が確認できない場合（従前の住所を定めた日や転入日等の記載がない場合は、当該相続人の戸籍の附票の写し

申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の「譲渡の時」を[
③請被相続人居住用家屋又はその敷地等の売買契約書のコピー
※売買契約書で申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の引渡しがあった日が書等（その譲渡の時期を確認できるもの）

申請被相続人居住用家屋又はその敷地等が「相続の時から譲渡日までに居住の用に供されていたことがないことを証する書類
④又は居住の用に供されていたことがないことを証する書類が複数提出された場合には、当該複数の書類

(i) 電気、水道又はガスの使用中止日（閉栓日、契約廃止日等）
※閉栓日、契約廃止日等は相続開始日より後のもの

(ii) 申請被相続人居住用家屋の媒介契約を締結した宅地建物取引業者による表示して広告していることを証する書類（行なわれたものに限る。）

(iii) ④(i) 電気、水道、ガス（いずれかひとつで可）の使用中止日がわかる書類（コピー）

- ・使用中止日が、相続発生日から譲渡日までの間であることを確認します。
- ・使用中止日と所在地が明記されているものをご提出ください。

その他上記以外の書類（

⑤被相続人が老人ホーム等に入所していた場合には

(i) ⑤(i) 老人ホーム等に入所する直前に、要介護・要支援認定を受けていたことを確認します。
<例>（いずれもコピー）

- ・介護保険の被保険者証
- ・障害福祉サービス受給者証
- ・要介護認定決定通知書

②家屋等を相続した人全員分の住民票（原本）

- ・相続直前から譲渡日まで、当該家屋に居住していなかったことを確認します。
- ・世帯主との続柄、本籍、個人番号の記載は不要です。
- ・譲渡日以降に交付されたものに限りません。

③家屋等の売買契約書（コピー）

- ・売主名が相続人であることと、家屋と敷地等の譲渡日を確認します。
- ・譲渡日が確認できない場合や、契約書の譲渡日と実際の譲渡日が異なる場合は、登記事項証明書を添付してください。

④(ii) 広告

- ・現況が「空き家」と表示されているもの
- ・宅地建物取引業者が作成した書類に限ります。

⑤被相続人が老人ホーム等に入所していた場合のみ必要

生活及び社会生産活動に支障する生活状況を改善するための支援サービス受給者証のコピー等（※）、介護認定、同条第2項に規定する行規則第140条の62の4第2号の規定による生活を総合的に支援するための支援を受けたことを証する書類、要介護認定等

	<p>施設への入所時における契約書のコピー等、被相続人が相続開始の直前において入居又は入所していた住居又は施設の名称及び所在地並びにその住居又は施設が次のいずれかのものであることを明らかにする書類</p> <p>⑤ (ii) 入所時の契約書（コピー）</p> <p>・老人ホーム等の名称や所在地、施設の種類を確認します。</p>	
(ii)	<p>(ワ)高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅((ア)の有料老人ホームを除く。)</p> <p>(エ)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設(同条第10項に規定する施設入所支援が行われるものに限る。)又は同条第17項に規定する共同生活援助を行う住居</p>	する認知症対応型老人共同生活援助事業が定する養護老人ホーム、同法第20条の5に第20条の6に規定する軽費老人ホーム又は人ホーム 介護老人保健施設又は同条第29項に規定す
(iii)	<p>被相続人の老人ホーム等入所後から相続開始の直前まで、被相続人が申請被相続人居住用家屋を一定使用し、かつ、事業の用、貸付けの用又は被相続人以外の居住の用に供されていないことを証する書類として以下のいずれか(複数の書類が提出された場合には、当該複数の書類の全て)</p> <p>(ア)電気、水道又はガスの契約名義(支払人)及び使用中止日(閉栓日、契約廃止日等)が確認できる書類 ※閉栓日、契約廃止日等は相続開始日以降のもの</p> <p>(イ)申請被相続人居住用家屋への外出、外泊等の記録(老人ホーム等が保有するもののコピー等)</p> <p>⑤ (iii) お亡くなりになった人が老人ホーム等に入所してからも何らかの形で当該家屋を使用していたことを確認します。</p>	(ア)電気、水道又はガスの契約名義(支払人)及び使用中止日(閉栓日、契約廃止日等)が確認できる書類 ※閉栓日、契約廃止日等は相続開始日以降のもの
備考	<p>(例:空き家等の状況等の記載)</p> <p>●電気、水道、ガス(いずれかひとつで可)の場合 ・契約名義人がお亡くなりになった人であることと使用中止日を確認します。</p>	容、上記補完書類

(※6) 申請被相続人居住用家屋に配達された被相続人宛の郵便物等。また、電気、水道又はガスの使用中止日を確認できる書類の提出があったが当該書類で契約名義(支払人)が明確とならなかつた場合(すなわち、申請被相続人居住用家屋の一定使用は認められるが、事業の用等に供されていないことが確認できない場合)の書類として、市区町村が認める者が申請被相続人居住用家屋の管理を行っていたことの証明書、不動産所得がないことを確認するための地方税の所得証明書等。

(用紙 日本産業規格 A 4)